



福岡県医第398号(地)

平成23年 5月12日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公印省略)

平成23年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

医療の質の評価・公表等推進事業は、国民の関心の高い特定の医療分野において、医療の質の評価・公表等を実施し、その分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的として平成22年度より創設・実施されております。

本事業の実施並びに本事業申請受付について別紙のとおり日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

なお、

- 1) 本事業の申請に関する諸条件等につきましては、別紙「申請に関する諸条件等」をご参照願います。
- 2) 応募申請書等の提出期限は5月18日(水)午後5時必着で厚生労働省医政局総務課まで提出となっております。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 蒲池 壽

(地 I 39)

平成 2 3 年 5 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木



平成 2 3 年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省「医療の質の評価・公表等推進事業」につきましては、平成 2 2 年 5 月 1 9 日付（地 I 30）等をもって連絡いたしておりますように、平成 2 2 年度より創設・実施されております。

今般、「平成 2 3 年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について」の通知が、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に発出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

同通知では、「申請に関する諸条件等」として、2 5 以上の病院で構成される団体であること等の申請資格、本事業で実施すべき事業内容などが定められております。また、応募申請書等の提出期限は 5 月 1 8 日（水）とされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。





医政総発 0419 第 1 号

平成 23 年 4 月 19 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

平成23年度医療の質の評価・公表等推進事業の申請受付について

平成23年度医療の質の評価・公表等推進事業については、「医療の質の評価・公表等推進事業の実施について」（平成23年4月19日付け医政発0419第2号厚生労働省医政局長通知）により実施し、事業の執行にあたっては別紙の「申請に関する諸条件等」を定め申請を受け付けることとしたので、御了知のうえ、貴管下関係機関等への周知等につき御協力願いたい。

申請に関する諸条件等

1. 申請資格

臨床指標を選定し、本事業に協力する病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等を行うための体制を整備する団体であって、次の(1)から(5)までに掲げる条件を全て満たすものとする。ただし、過去に本事業の補助対象となっていた団体については、申請の対象から除外する。

- (1) 25以上の病院により構成される団体であること。
- (2) 事業を円滑に実施するための事務局機能を有すること。なお、団体としての事務局を設置せず、事業の全部を第三者機関等に外部委託する場合については、本要件を満たしていないものとみなす。
- (3) 次に掲げる事業の実施が可能であること。
 - ア. 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保
 - イ. 臨床指標の選定
 - ウ. 団体に所属する病院のうち25以上の本事業に協力する病院（以下「協力病院」という。）の選定及びイ. で選定した指標について、各協力病院の臨床データの収集・分析
 - エ. ウ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価
 - オ. エ. で評価した各協力病院の数値及びその算出法の公表
 - カ. 臨床指標評価検討委員会の設置及び当該委員会における評価や公表に係る問題点の分析・改善策の検討
 - キ. 国への実績報告及び事業報告
- (4) 本事業終了まで上記取組を継続できる体制を整備する具体策を有し、本事業終了後も上記取組を継続すること。
- (5) 医療の質の評価・公表の推進に係る国の施策、指導等に協力すること。

2. 本事業で実施すべき事業内容

臨床指標を選定し、協力病院の臨床データを収集・分析し、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表を行い、評価や公表に当たっての問題点の分析等行うために必要な事項として、(1)から(6)までに掲げる事項を行うこととする。

- (1) 臨床指標に係る情報を収集・分析する人材の確保。
- (2) 臨床指標を用いた医療の質の評価を行うためのア. からウ. までに掲げる事項を行うこと。

ア. 以下の点に留意した臨床指標の選定。

(ア) 10以上の臨床指標を選定すること。なお、選定する指標は全てプロセス指標又はアウトカム指標とし、患者満足度に関する指標以外のアウトカム指標を2以上含むこと。

(イ) 以下の例を参考に、患者満足度に関するアウトカム指標を含むこと。

<例>

○ 患者満足度

- ・ 分子： 「この病院に満足している」と回答した患者数
- ・ 分母： 患者アンケートに回答した患者数

(ウ) 以下の例を参考に、病院全体に関する指標を含むこと。

<例>

○ 死亡退院患者率

- ・ 分子： 1カ月間の死亡退院患者数
- ・ 分母： 1カ月間の退院患者数

○ 入院中の緊急再手術率

- ・ 分子： 1カ月間の同一入院回で2回目以降の手術が緊急手術を含む患者数
- ・ 分母： 1カ月間の入院手術患者数

○ 退院後6週間以内緊急再入院率

- ・ 分子： 退院後6週間以内の緊急入院患者数
- ・ 分母： 退院患者数

○ 院内感染発生率

- ・ 分子： 1カ月間の院内感染発生件数
- ・ 分母： 1カ月間の入院患者延数

○ 入院患者の転倒・転落発生率

- ・ 分子： 1カ月間の転倒・転落件数
- ・ 分母： 1カ月間の入院患者延数

○ 褥瘡発生率

- ・ 分子： 1カ月間の新規褥瘡発生患者数
- ・ 分母： 1カ月間の入院患者延数

○ 手術開始前1時間以内の予防的抗菌薬投与率

- ・ 分子： 1カ月間の外科手術患者で手術執刀開始前1時間以内に予防的抗菌薬を投与された患者数
- ・ 分母： 1カ月間の予定手術施行患者数

(エ) 以下の例を参考に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病等の主な疾病に関する指標を含むこと。

<例>

○ 肺がん患者死亡退院率

- ・ 分子： 術後1カ月間の肺がん患者死亡退院数
- ・ 分母： 1カ月間に手術を受けた肺がん患者数

- 胃がん手術後平均在院日数
 - ・ 分子： 術後患者の術後在院日数の総和
 - ・ 分母： 1 カ月間に手術を受けた胃がん患者数
- 脳卒中患者における早期リハビリ開始率
 - ・ 分子： 入院後 4 日以内にリハビリを開始した患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の脳卒中による入院患者数
- 急性心筋梗塞患者に対する入院後 24 時間以内のアスピリン投与
 - ・ 分子： 入院後 24 時間以内にアスピリンを投与された患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の急性心筋梗塞による入院患者数
- 糖尿病の患者の血糖コントロール
 - ・ 分子： HbA1C の最終値が<7.0%の患者数
 - ・ 分母： インスリン製剤又は経口血糖降下薬を処方されている患者数

(オ) 以下の例を参考に、回復期や慢性期、あるいは地域連携に関する指標を含むこと。

<例>

- 回復退院患者率
 - ・ 分子： 回復期リハビリテーションの必要性が高い患者を 8 割以上入院させている病棟における退院患者数（他の病院又は診療所へ転院した患者等を除く。）
 - ・ 分母： 上記病棟における全退院患者数
- 紹介患者率
 - ・ 分子： 開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された 1 カ月間の患者数+緊急的に入院し治療を必要とした 1 カ月間の救急患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の初診患者数
- 逆紹介患者率
 - ・ 分子： 開設者と直接関係のない他の病院又は診療所への 1 カ月間の紹介患者数
 - ・ 分母： 1 カ月間の初診患者数
- 退院時共同説明実施率
 - ・ 分子： 在宅療養が必要な 1 カ月間の退院患者のうち、病院と在宅療養支援診療所等とが共同して退院後に関する説明を行った患者数
 - ・ 分母： 在宅療養が必要な 1 カ月間の退院患者数

イ. ア. で選定した指標について、平成 23 年 7 月以降の各協力病院の臨床データの収集・分析。なお、臨床データの収集期間（例：1 ヶ月ごと、3 ヶ月ごと等）については各指標の特性を考慮して設定することで差し支えないこと。

ウ. イ. の収集・分析による数値を用いた医療の質の評価。

(3) 各協力病院間の連絡・調整。

(4) (2) ウ. で評価した各協力病院の数値の公表。なお、公表に当たっては以下の点に留意すること。

ア. 評価したものについては逐次速やかに公表すること。

イ. 協力病院ごとに個別に公表するのではなく、団体事務局においてまとめて団体ホームページ等のインターネット上に掲載すること。

ウ. (2) ウ. で評価した指標のうち、少なくとも5以上の指標については、協力病院ごとの数値を公表すること。また、特段の問題がない限り全ての指標についても協力病院ごとの数値を公表すること。

エ. 協力病院ごとの数値を公表しない指標については、少なくとも全協力病院の平均値を公表し、ベンチマーク（平均値と各協力病院の数値を比較）を行うこと。

オ. 指標の名称だけではなく、指標の算出方法等（分母・分子、データの除外規定、患者満足度調査票、根拠としている診療ガイドライン等）についても、可能な限り詳細に公表すること。指標のリスク調整を行った場合には、その調整法について可能な限り詳細に公表すること。

カ. 公表に係る社会的影響に配慮し、臨床指標の選定に当たって、患者の重症度等の考慮が必要な場合等には留意事項として適宜掲載すること。

キ. アウトカム指標の数値等、医療法において広告可能とされていない事項について広告してはならないこと。

(5) 臨床指標評価検討委員会の設置。なお、本委員会の構成員は外部委員を含めるなど臨床指標の客観性を担保すること。また、本委員会においては、評価や公表に係る問題点の分析、改善策の検討を行うこと。

(6) 国への実績報告及び事業報告。なお、事業報告に当たっては以下の点に留意すること。

ア. (2) イ. における各協力病院の臨床データを収集するに当たり、DPCデータ、電子カルテ等の利用等その具体的な方法について記載すること。なお、電子媒体を利用しない場合であっても、収集方法に関する特段の工夫等があれば記載すること。

イ. (4) エ. において、協力病院ごとの数値を公表しない指標については、その理由を分析・検討し、その結果を記載すること。

ウ. 各協力病院からのデータ収集や指標の算出、公表などの各段階での問題点及びそれらに対する対応策を具体的に記載すること。

エ. 指標の公表等による効果等を具体的に記載すること。

3. 国庫補助等について

(1) 当該事業にかかる経費について、国は、平成23年7月1日から平成24年3月

3 1 日までに当該取組に要した経費と基準額（20,062 千円）とを比較して少ない額の 1 / 2 相当の金額を予算の範囲内で補助するものとする。

- (2) 補助金の交付の時期については、原則、当該年度の事業完了後（平成 24 年 3 月 31 日以降）の精算払いとする。

4. 提出書類

厚生労働省のホームページに掲載している応募申請書（様式 1）及び事業計画書（様式 2）をダウンロードの上、利用すること。

なお、申請に当たっては以下の事項を守ること。

- (1) 本事業は団体における体制整備を目的としていることから、申請者は団体の長とすること。
- (2) 提出書類は全て縦長横綴じ、A 4 版とし、正確を期すため、ワープロ等判読できるもので作成し、記入すること。また、様式 2 を補足する資料を添付してもよいが、A 4 版用紙 10 枚以内とすること。なお、カラーで作成することは差し支えないが、審査等の際には白黒コピーで対応することがある。
- (3) 提出書類については、2 部（正本 1 部、副本 1 部）提出すること。なお、様式 2 については、ページ番号を中央下に打ち、片面印刷（両面印刷及び両面コピーは不可）とし、左肩をクリップ留め（ホチキス留めしない）にすること。
- (4) 提出書類は簡易書留により、提出期限までに必着するよう余裕をもって郵送すること。応募書類を封入した封書等の表に、朱書きにて、「平成 23 年度医療の質の評価・公表等推進事業応募書類」と明記すること。ただし、書類の量が多い等やむを得ない場合は、宅配便又は直接持ち込み（受付時間は、午前 10 時～午後 5 時までの時間帯とし、土・日・祝日の受付は行わない。）による提出でも差し支えないこと。なお、FAX、電子メール等による提出や提出期限を過ぎてからの提出は認められないこと。
- (5) 以下の点に留意すること。
- ア. 提出書類に不備がある場合には、審査の対象とならないこと。
 - イ. 理由の如何によらず、提出書類の修正・差替え等は認めないこと。
 - ウ. 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあること。
 - エ. 提出書類については返却しないこと。なお、提出書類は採択・不採択に係る評価以外の目的には使用せず、申請内容について、正当な理由なく他者に漏洩することはない。

5. 提出先

厚生労働省医政局総務課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省医政局総務課 担当：岡
電 話 03-5253-1111 (内線 2520)

6. 提出期限

平成23年5月18日(水) 午後5時 必着

7. 選定方法

(1) 選定の概要

本事業における補助対象については、提出書類をもとに専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適宜ヒアリング等を実施し、厚生労働大臣が適当と認める者を選定する。

(2) 審査に当たり評価する事項

申請された団体については、次に掲げる項目や観点から総合的に評価する。

ア. 協力病院及び実績に関すること

- ・団体の概要及び協力病院の数・機能
- ・これまでに実施された臨床指標を用いた医療の質の評価・公表の内容

イ. 事業計画及び期待される効果に関すること

- ・本事業を実施するための人材の配置及び確保の方法が効果的かどうか。
- ・評価・公表を予定している臨床指標について、患者やその家族等が医療機関を選択するための支援となるかどうか、あるいは医療機関が医療の質を向上させるための支援となるかどうかの視点で、妥当性があり、かつ効果的かどうか。
- ・協力病院ごとに数値を公表する臨床指標について、社会的影響を考慮し、妥当性があり、かつ効果的かどうか。
- ・臨床指標評価検討委員会の構成員（外部委員の有無等）、委員会の開催頻度、検討事項等
- ・本事業の実施により、医療の質の評価・公表の推進等に関して、団体・協力病院において期待される効果や取組、あるいは患者等に及ぼす影響（収集した臨床データの本事業以外への活用等の取組、患者に対する意識の変化等の影響も含む。）

ウ. 本事業終了後の取組に関すること

- ・本事業の終了後、本事業により構築した体制等に基づき、医療の質の評価・公表等を推進するために実施する具体的な取組の内容

(3) 選定結果の通知

選定結果については、申請のあった団体へ個別に連絡する。

8. 選定スケジュール（予定）

平成23年6月下旬 選定、結果通知

9. 問合せ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課（担当：岡（予算関係）、田中（技術関係））

電 話 03-5253-1111（内線 2520、2522）

問合せ受付時間等 平日 午前10時～12時、午後1時～5時



医政発 0419 第 2 号
平成 23 年 4 月 19 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱の一部改正について

医療の質の評価・公表等推進事業について、平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 22 号厚生労働省医政局長通知の別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添のとおり改正し、平成 23 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

(別 添)

医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱

1 目的

本事業は、国民の関心の高い特定の医療分野について、医療の質の評価・公表等を実施し、その結果を踏まえた、分析・改善策の検討を行うことで、医療の質の向上及び質の情報の公表を推進することを目的とする。

2 補助対象

- (1) 病院により構成される団体であって、厚生労働大臣が定める特定の医療分野において、臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等に取り組むものとする。ただし、過去に本事業の補助対象となっている団体については、対象から除外するものとする。
- (2) 本事業の補助対象は、専門家等の意見を踏まえ、厚生労働大臣が適当と認める団体を選定するものとする。

3 事業内容

- (1) 特定の医療分野について、評価・公表等を行う具体的な臨床指標を選定する。
- (2) 関連する複数の医療機関から臨床データを集計・分析し、具体的な臨床指標の作成を行い、ホームページ等を通じて国民に対して公表する。
- (3) 臨床データの提供のあった医療機関の関係者等による委員会を開催し、国民に有用な臨床指標の公表のあり方等に関する諸課題について分析・改善策の検討を行う。
- (4) 本事業終了後は、上記(1)及び(2)の実施状況、その実施の際に生じた問題点、(3)の分析・改善策の検討結果等を整理し、厚生労働省に報告する。
また、本事業終了後においても、上記取組を継続するものとする。